

福岡県公報

平成23年4月18日
第3244号

目次

告示(第685号―第686号)

- 土地改良区の解散の認可 (農村整備課) 1
○特定非営利活動法人の設立の認証申請 (社会活動推進課) 1

公 告

- 産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の閲覧 (廃棄物対策課) 1

雑 報

- 保育士試験の実施 (子育て支援課) 2

告 示

福岡県告示第685号

次の土地改良区が土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

平成23年4月18日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良区名	解散認可年月日
福岡市麦野土地改良区	平成23年4月7日

福岡県告示第686号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告す

る。

平成23年4月18日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成23年3月24日
2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
NPO法人ウィッグリング・ジャパン

(2) 代表者の氏名
金堂 あい子

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市中央区天神2丁目2番13号サンベアービル3階

(4) 定款に記載された目的
この法人は、主として、

- がん患者とその家族、そして医療従事者が広く交流できる場所と機会を作ること
で、がん治療中の患者とその家族に対して「心のケア」や生活支援を行うこと
- 西日本エリアのがん対策に関する情報を総合的に発信することで、地域活性化に
結び付け、医療サービスと医療ツーリズムの発展と向上を図ること
- 闘病経験をキャリアとして捉え、患者によるボランティアスタッフの育成を行い
、仲間同士が支え合うダイバーシティ化社会へ向けて、ピアサポート体制を充実
させること
- 納得できる治療と患者のQOLの向上の為に、多種多様な医療情報の中から、患
者が治療方法のより良い選択が出来る様に医療情報コミュニティを形成すること
を行い、社会全体の活性化に寄与することを目的とする。

公 告

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例(平成2年
福岡県条例第20号)第6条第2項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置についての

環境調査書の提出があり、同条例第7条第2項の規定により指定地域を定め、同条第3項の規定によりその旨を通知したので、同条例第8条第1項の規定により次のように公告し、当該環境調査書を閲覧に供する。

平成23年4月18日

福岡県知事 麻 生 渡

1 設置者の名称及び住所並びに代表者の氏名

福岡エコクリーン株式会社

福岡県福岡市博多区御供所町14番58号

代表取締役 寺本 宗二

2 施設の種類及び処理能力

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号ハに規定する最終処分場（管理型最終処分場）

埋立可能範囲 58,650㎡

埋立容量 1,430,621㎡

3 設置場所

福岡県直方市大字中泉字八反田1298番地1外21筆

4 指定地域

直方市大字下境の一部、大字中泉、大字上境の一部、大字赤地、新町三丁目の一部、大字山部の一部、溝掘一丁目の一部、溝掘二丁目及び溝堀三丁目、飯塚市勢田、鹿毛馬の一部、佐與の一部及び口原の一部、宮若市鶴田の一部及び龍徳の一部、小竹町大字南良津、大字勝野の一部、大字新山崎、大字新多の一部、大字赤地及び大字御徳並びに福智町上野の一部、市場の一部及び赤池の一部

上の地域を図面において表示し、5に掲げる場所に備え置いて閲覧に供する。

5 閲覧の場所

福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所環境指導課

6 閲覧の期間

公告の日から平成23年5月18日まで

雑 報

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の9第1項の規定により都道府県知事から指定された社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターが行う保育士試験について公示します。

平成23年4月18日

社団法人全国保育士養成協議会

会長 大 場 幸 夫

1 試験日

筆記試験 平成23年8月6日（土）・7日（日）

実技試験 平成23年10月9日（日）

※自然災害等により試験日を延期することがあります。

2 受験申請書受付期間及び提出方法

(1) 受付期間

平成23年4月1日（金）～平成23年5月11日（水） ※5月11日（水）消印まで有効

※期限を過ぎてからの申請は、いかなる場合であっても一切受け付けません。

※簡易書留による郵送のみの受付となります。

(2) 提出方法

受験申請書及び関係書類は、必ず一括して指定の専用封筒に入れ、簡易書留で郵送してください。

注意1：1つの封筒で1人分までとします。

注意2：ポストへ投函はせず、必ず郵便局の窓口から簡易書留でお出しください。

注意3：提出された受験申請書等は、返却できません。

注意4：受験申請書には必ず連絡がとれる住所・電話番号を記入してください。
申請内容に関する問合せの連絡がとれない場合は受験できないことがあります。